

# 議会モニターからの 意見に対する報告書

令和7年10月～令和8年3月

## はじめに

花巻市議会では、議会運営の公平性及び透明性を確保し、市民の多様な意見を把握することができる開かれた議会運営を推進するために、議会モニター制度を実施しています。

委嘱した議会モニターには、以下のうちから1つ以上のことに取り組んでもらい、ご意見などを頂いております。

- ①本会議の傍聴（議場での傍聴、花巻ケーブルテレビの視聴、インターネット議会中継の視聴）
- ②常任委員会、特別委員会の傍聴
- ③市議会だよりを読むこと
- ④市議会ホームページを見ること
- ⑤議会報告会等への参加
- ⑥モニター会議に出席すること

この報告書では、令和8年3月までに議会モニターの皆様からいただいたご意見等に対する花巻市議会からの回答をご報告します。

1 議会だよりについて

No.	提出日/発行号	意見	回答
1	R7.11.4	<p>第5号請願（採択）「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書提出を求めることについて</p> <p>この件について、定例会を傍聴した時のモニター報告（10月1日付）にも書きましたが、「花の風」にも「次の学習指導要領の改訂のためには今声を上げるタイミングだと思うなどの意見が出されました」とあるだけです。しかし、これだけでは国はビクとも動かないのではないのでしょうか。その訳は、学習指導要領は、言うまでもなく、未来の子供達が身に付けるべき目標があって、それに近づくために何が必要なのかとの観点から順序付けて構成されるわけですから、そののところ（つまり未来の学力）を議論せずに意見書を提出するのでは軽率ではないか、と心配します。担当委員会に教育専門家を招聘して研修を重ねる、教育書を皆で読み合わせるとかの結果の提出でしょうか？下線を引いた「など」の中に、それに対応するような意見が交わされたものでしょうか？</p>	<p>第5号請願は文教福祉常任委員会において審査いたしました。</p> <p>審査及び意見書協議において、ご指摘のような教育専門家の招聘や教育書の読み合わせ等はありませんが、参考人及び説明員の説明を受け、願意妥当と判断し、委員会として意見書の提出を要すると判断したものです。</p> <p>いただいたご意見は今後の審査の際の参考とさせていただきます。</p>

No.	提出日/発行号	意見	回答
2	R7.11.4	<p>第6号陳情（不採択）非核平和都市宣言の取り下げを求めることについて</p> <p>この件について、「花の風」は、取り下げ反対の意見を二つ紹介しています。その意見は大方の市民が納得すると思います。しかし、提出者陳情文書を一読して感ずることは、「議論を阻害する可能性」や「日本の眞の独立」を訴えていることです。このことについて、担当委員会でのどのように議論されたものでしょうか？この陳情に対する委員会意見にも「など」とありますが、その部分に、提出者が心配していることに対する委員会の見解が含まれているものでしょうか？</p>	<p>議会だよりについては、紙面の都合上、審査の全内容を掲載することが困難なため、委員の意見を抜粋して掲載しております。抜粋に当たっては、審査での主要な論点分かるように公平に選定しております。</p> <p>当該陳情に関する審査では、「議論を阻害する可能性」や「日本の眞の独立」を訴えた部分について、参考人から十分な説明を受けたうえで、「非核平和都市宣言は自治体の意思表示であり市民の発言を妨げない」との意見や、「核兵器を持っていないために、他国から侵攻を受けている国々がある」という趣旨のお話があったが、核兵器を保有していないために、このような状況になっている理由としては納得できない」などの意見が示されました。</p> <p>以上を踏まえ、不採択と判断いたしました。</p>